

労働安全衛生活動をめぐる日本の現状と課題

ILO第93回総会第4号議題に関する働くもののいのちと健康を守る全国センターの報告

はじめに

ILO第93回総会の第4号議題は、「労働安全衛生活動の促進する枠組み」が提案され、討議・採決されることになっています。本報告は、日本の労働安全衛生活動のNGOである働くもののいのちと健康を守る全国センターは、日本の労働者の安全や健康をめぐる現状、国の労働安全衛生の施策や経営者団体の姿勢などを紹介し、私たちの第4号議題に対する見解を示したものです。総会の論議に活かしていただければ幸いです。

1 働くもののいのちと健康をめぐる現状

1-1 労働者の深刻な健康破壊

世界的には日本は寿命国とされていますが、労働者の健康状態は深刻な実態にあります。2003年の労働者の定期健康診断結果による全国有所見率(労働安全衛生法で義務付けられている年1回の健康診断結果をもとに全国集計した有所見率)は、47.3%で、10年前の33.6%から13.3ポイントも増加しています。また、2003年の自殺者数は3万4千人台で、6年連続3万人台となりました。うち、約9000人が現役労働者で、遺書からの判読で自殺の原因は経済生活問題と勤務問題とされています。さらに、長時間労働や仕事上のいじめやノルマ、ストレスが、過労死や過労自殺、うつ病などの精神疾患を急増させています。政府の推計では、心の病での長期休業者は47万人、治療中の精神疾患で療養している労働者が260万人にも達しています。多くの業種健康保険組合のデータでは、長期療養者のトップが精神疾患という深刻な実態です。すべての産業の労働者に長時間・過重労働に伴う業務上疾病が急増しています。

1-2 過労死・過労自殺の現状

日本の労働者がウサギ小屋に暮らし仕事中毒と酷評されてから30年が経過しました。いまや働き過ぎによる“カロートン”が日本の象徴として世界的に知られています。日本の過労死(長時間労働に伴う脳・心臓疾患)と過労自殺(業務上の心理的負荷及び業務上のストレス(仕事の量・質や責任、裁量度、支援度、職場の物的・人的環境の変化に伴う精神疾患の発症と自死)の労災申請・認定の状況は、依然として増加傾向にあります。2003年の脳・心臓疾患の労災申請件数は705(内死亡306)件で認定数は312件(内死亡157)で、精神障害の労災申請件数は438件(内自殺・未遂含む121)で、認定数は108件(内自殺・未遂含む40)となっています。行政の労災認定基準のハードルが高いため認定率は、過労死で44%、過労自殺で25%と低くなっています。過労死・過労自殺の多くの事案が、行政の画一的な認定基準で業務外と判断され、長期の裁判で労災認定されているのが現実です。さらに深刻なのは過労死・過労自殺が、若年層や派遣・業務請負労働者に広がっていることです。2005年3月末に東京地裁は、「派遣労働者の上段勇士さんの自殺(当時23歳)について業務請負(事実上の派遣)会社のネクスター社と派遣先のニコン(カメラなどの大手精密機械メーカー)に健康配慮義務違反があり、両社は損害賠償を支払え」という判決を言い渡しました。21歳の青年がアルバイト2か月で過労死など、不安定雇用の若年層に健康破壊が広がっています。

1-3 労災補償の現状

ILOは第91回総会にむけて各国政府に労働安全衛生活動についてのアンケートをおこないました。日本政府は、「第10次労働災害防止計画」にもとづき、ILOに報告したところでは、「第10次労働災害防止計画」では、5年間の目標として1700人台の死亡者数を1500人以下に、労災総件

数 55 万人台を 20%減らすとしています。しかし、年間 13 万件にもおよぶ労災隠し、業務上疾病が労災と認定されず健康保険に転化されている現実、労災を認定する担当官の被災労働者や家族に対する人権無視の干渉、行政窓口での労災申請の拒否など、労働災害・業務上疾患件数が現実より少ないものとなっています。さらに、災害主義(いわゆる慢性的な疲労蓄積に伴う業務上疾患を認めない)と平均人基準説(平均的労働者が被災者と同じ作業に従事した場合に発症するという基準)という日本政府の労災認定基準が、被災者の救済を困難にしています。こうした個人の心身の脆弱性をまったく配慮しない認定行政の誤りを痛烈に批判する判決が相次いでいます。さらに、労災申請時から認定まで 10 年以上もかかる事例も少なくなく、労災・職業病の認定行政の前提である公正・迅速がまったく機能していません。

1-4 治療の機会すら奪われている業務上疾病

昨年 4 月 28 日に最高裁は、石炭産業におけるじん肺被害に対する国の加害責任を認める判決を言い渡しました。提訴から 18 年 4 か月も経過した解決で、すでに死亡した原告 170 人のうち 8 割に達しています。日本でもじん肺は最古で最大の職業病で、2002 年のじん肺の健康診断における有所見者は、9,310 人で 4.9%にのびりますが、年間の認定者数は 1,000 人程度です。日本政府にとって ILO の提唱する「2005 年までに 2015 年のじん肺根絶をめざす計画の策定」は緊急の課題です。さらに、アスベスト肺の防止対策や被害救済も焦眉の課題です。なお、2002 年の特殊健康診断の受診者は、72 業務 80,989 事業場 1,626,958 人で有所見者は 96,795 人 5.9%に上ります。業務上疾患の認定者数と有所見者数の乖離は大きいものがありますし、有所見者でも認定されない限り、労災保険での治療が受けられません(労災では治療費の 100%が保険で補償されるが、健康保険では医療費の 30%が自己負担になる)。

2 労働災害をめぐる現状

2-1 頻発する大規模事業場での重大災害

日本政府が ILO に報告した「第 10 次労働災害防止計画」では、死亡事故や死傷者 3 人以上の重大災害が減少しているとしています。しかし政府の統計では、爆発火災事故による死亡者が 2002 年の 9 人から 2003 年の 43 人に、重大災害が 2002 年の 92 件から 2003 年の 131 件に急増しています。2003 年秋以降、出光・北海道製油所、ブリジストン・栃木工場、新日鉄・名古屋製鉄所の爆発・火災事故、関西電力・美浜原発の配管破断に伴う高温・高圧ガス噴出事故など、製造業の大規模事業場での事故がめだっています。大規模事業場で重大災害が多発しています。さらに本年 4 月 25 日には、107 人の死亡者を出した JR 西日本・福知山線の脱線事故が起きました。

2-2 重大災害の原因

出光・北海道製油所の爆発火災事故をきっかけに全国の石油プラントの一斉調査が行われ、90%以上の施設で欠陥が明らかにされました。関西電力の美浜原子力発電所では、運転開始から 28 年間も安全点検していない配管が破裂したものです。重大事故の原因は様々ですが、最大の原因は国の安全管理対策が緩和され事業者の自主的努力に委ねられたことにあります。日本の大企業は、経済の国際化の下で市場競争に勝ち抜くことを口実に人件費の圧縮や人減らし、正規労働者の非正規労働者への置き換え、アウトソーシング、安全経費の圧縮などが強行し、今や史上空前の利益をあげています。JR 西日本の儲けのためには安全は二の次という経営方針が事故を招きました。さらに、関電・美浜原発事故では、被災者は下請・関連会社の労働者です。いま製造業では、業務請負労働者が多数混在する生産現場が急増していますが、同一事業場の全労働者を対象にした安全管理体制が無いことが事故を多発させています。親会社の安全管理体制のあり方が問われています。

2-3 重大災害を頻発させた国の責任

製造業での爆発・火災事故が頻発する中で厚労省は、「大規模製造業事業場における安全管理に係る自主点検」の調査を行いました。主な問題点は、経営トップの安全管理責任、下請・協力会社との安全管理の連携、安全委員会の活動活性化、現場労働者の安全教育と作業マニュアルの見直し、設備・作業の危険性の評価と災害防止対策、などの不十分さを指摘しています。ところで政府が 05 年通常国会に提案した重大災害防止のための労働安全衛生法改正は、

「危険性・有害性の調査や低減措置を労働安全マネジメントシステム(OHSMS)のもとで実施した事業者には、新規の設備・機械設置の事前届出制を免除する(労働安全衛生法第 88 条)」「派遣や業務請負などが混在する事業所では元請企業が下請労働者に作業間の連絡調整を行う」というもので、安全予防対策としては極めて不十分なものです。財界の要求を受け入れ、労働災害防止対策を緩和してきた国の責任は重大問題です。

3 求められる国の労働安全衛生対策

3-1 国際的な基準にそった安全確保の基本的ルールを

労働者の安全と健康を守る上で、労働者があらゆる労働安全衛生活動に参加する権利を前提に、重大な危険を感じた場合に就労を拒否し、情報開示を求め、告発する権利を保障し、教育訓練を受ける権利を規定することが極めて重要です。日本政府は、その立場に立つILO155 号条約をただちに批准し、国際基準にそって国や企業者の責任、労働者の権利を明確にすること。(以下削除:国内法令を整備すること。国際基準にそって、国・企業(使用者)の責任を明確にし、労働者の権利(告発権、拒否権、教育権)を保障すること。)

3-2 労働時間の規制

政府は、ただちにILO第1号条約を批准し、労働時間の原則として1日8時間、週40時間、週休2日制を法制化すること。危険・有害業務における残業原則禁止、健康障害を引き起こす長時間残業の規制、サービス残業の根絶すること。派遣労働・裁量労働の拡大、ホワイトカラーの労働時間規制の適用除外などの規制緩和をやめること。労働者の睡眠と休養による疲労回復の保障、作業量課題を防ぐ人員(ブール要員)の確保をはかること。

3-3 元請責任の明確化

下請・業務請負などが多数混在する製造現場で重大災害が頻発しています。ILO第115号条約第17条及び第164号勧告 .11は、「2以上の企業が同一の作業場で同時に活動する場合の措置」を規定しています。日本政府は第164号勧告を批准しており、国内法の整備のため労安法第30条(特定元方事業者が講ずべき措置)を製造業にも適用すること。なお、すべての事業場における元請事業者の安全管理責任と労災補償責任を明確にすること。

3-4 労働基準行政の改善

危険・有害業務の伴う事業場に年1回の立入調査ができるよう労働基準監督官の大幅増員を図ること。安全(衛生)委員会の積極的な活用、30人以上の事業場に安全(衛生)委員会の設置を、30人以下の小規模事業場では、同業種の複数企業で委員会を設置することを促進すること。

3-5 被災者の迅速・公正な救済

政府は労災認定行政にあたって、被災者の迅速(少なくとも1年以内の認定)・公正(業務起因性が明らかであれば原則認定)な救済をおこなうこと。特に、業務上疾患(削除:労働関連疾患)の認定基準と異なる裁判所の判決や医学的知見が出された時は、ただちに認定基準を改正すること。

3-6 重大事故の再発防止安全監督行政の強化

国民に大きな犠牲をもたらした重大事故の事故調査にあたっては、第一義的に「再発防止」の検討を優先させること。そのために第三者の事故調査機関を設置し、必要な権限を与え、スタッフと財源を保障して、真の原因究明をはかること。これまでの警察による犯罪捜査優先(事故現場をおさえ、証拠を独占する)を改めること。なお、国は機械・設備の安全確保のため、新規設置の事前届出制および安全基準にもとづく定期点検を強化すること。なお、各種の災害防止団体の構成に労働者代表を入れ、民主的な運営を行うこと。

4 求められる企業の労働安全衛生対策

4-1 安全確保は企業の最優先課題

企業のトップは、「安全確保最優先」の経営姿勢に立ち、労働者の協力を得て企業の社会的責任をはたすこと。これまでの「安全無視のコスト削減、収益優先」のつくり出した職場の実態を改善

するため、人員配置・勤務時間・勤務シフト等の労働条件、分社化・業務委託、ベテランの退職後の技術・経験の伝承、新しい機械・技術の導入と安全教育など安全に関わる問題について、安全確保の面から全面的に再検討すること。いじめ、セクハラ、パワハラ、差別、罰則などの人権侵害をなくすこと。

4-2 労働者・労働組合の権利遵守

企業は、労働者・労働組合の知る権利、経営を監視し参画する権利、交渉する権利を認め、そのことを前提に「安全管理システム」をつくること。そのため、労働協約を締結し、労働者代表が安全教育や安全衛生活動に積極的に参加できる時間を保障し、必要な情報を公開し、意見を聞き、安全衛生委員会の機能を確保すること。正常な労使関係を確立し、安全確保に関する労働組合の意見を尊重すること。安全についてもを言えないような風土と労務管理を改めること。労災・職業病・過労死(自殺)などの発生原因を発生職場の労働者の声をよく聞き、その意見を反映させる場と体制をつくること。

4-3 発生メカニズムの検証、討論・学習

労災・職業病の発生の原因には、機械・設備の不安全や職場環境、安全教育の不十分、長時間過密労働に伴う疲労蓄積など、様々である。労使は、事故発生の報告と発生メカニズムの検証、討論と学習を重ね再発防止に全力をあげること。

5 ILO第93回総会第4号議題への意見

5-1 第4号議題を支持します

健康診断における有所見者の急増、過労死・過労自殺、精神疾患の増加、重大災害の多発など、日本の労働者のいのちと健康は深刻な事態にあります。原因は、安全を無視した企業の利益第一主義と国による予防的安全健康対策の遅れです。働くもののいのちと健康を守る全国センターは、第4号議題を全面的に支持します。「労働安全衛生のための促進的枠組み」が総会で決議され、早急に新しい条約・

勧告を決定し、加盟各国の批准、国のプログラムとシステムの構築、国内法整備を促進することを求めます。

5-2 労働者の参画する権利が前提

「労働安全衛生のための促進的枠組み」の前提として、国のプログラムやシステムづくりへの労働者の参画する権利を明記すべきです。なお、専門家団体、関係者との協議を提唱していますが、NGOとの協議も明記すべきです。

5-3 NGOとして役割を発揮します

安全で健康な仕事は、ILOの提唱する「ディーセントワーク」を実現する前提と考えています。労働組合が社会的・道徳的責任とチェック能力を高め、担当者や活動家の養成し、力量向上させることが必要です。私たちは日本のNGOとして、労働者・労働組合と専門家の協力・共同を継続的に発展させ、「社会対話(政労使の三者協議)」を求めながら、21世紀の日本社会に「安全」を定着させるようねばり強く努力することを表明するものです。

働くもののいのちと健康を守る全国センター

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 6F

Tel: 03-5842-5601 Fax: 03-5842-5602 E-mail: info@inoken.gr.jp